

国都計第146号
平成28年2月5日

市町村都市計画主管部局長 あて

国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

地域医療施策と都市計画施策の連携によるコンパクトなまちづくりの推進について

都市計画の分野においては、今後、地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が進み、大都市では後期高齢者の急増により深刻な課題となることが見込まれます。安心して健康に暮らせる快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を図るためには、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築等のネットワーク形成を推進していくことが重要です。

同時に、地域医療分野においては高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められています。地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築する必要があります。

そして、コンパクトシティの形成と地域医療提供体制の構築は、相互に影響し合う点も多くあります。医療施設は、サービスを担うべき地域の範囲・人口を踏まえつつ、日常生活圏への医療施設の配置による医療サービスの向上に着目しながら整備の検討がなされます。一方、都市の将来像を踏まえ、医療施設の利用者が集まることなどに対してまちづくりとして適切に対応することが必要です。このような状況の下、医療施設の適切な立地に係る調整のために、相互に連携して取り組むことが必要不可欠です。政府としても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき設置した関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」において、地域づくりの現場における関係施策間の連携を支援する取組を進めているところです。

そのため、地域医療施策との連携に関し、市町村の都市計画主管部局が、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画の作成をはじめとするコンパクトシティ施策を推進するに当たって留意すべき点を下記のとおりとりまとめたので、参考としていただくようお願いします。

なお、コンパクトシティの推進にあたっては、地域医療提供体制の確保を行っている都道府県と十分に協議を行うことが重要であることから、都道府県の地域医療主管部局及び都市計画主管部局に対しては、本件に関し別紙のとおり通知していることを申し添えます。

記

(地域医療主管部局との調整)

- 1 都道府県は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地域の実情に応じて、医療計画を定めています。市町村の都市計画主管部局は、コンパクトシティ施策の推進に当たっては、医療施設の適切な立地について、この医療計画を念頭に、当該市町村の地域医療主管部局と連携しながら、都道府県の都市計画主管部局の協力のもと、都道府県の地域医療主管部局と調整を図っていただくようお願いします。
また、必要に応じて、都道府県の地域医療主管部局の協力のもと、他市町村の地域医療主管部局と調整することも考えられます。

(市町村都市再生協議会の活用)

- 2 市町村は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 117 条第 1 項の規定に基づく市町村都市再生協議会が行う立地適正化計画及びその実施に関する協議に際し、医療施設の適切な立地について協議する必要があると認めるときは、都道府県及び関係市町村の地域医療主管部局に対して、市町村都市再生協議会への出席を求めるなど必要な協力を依頼いただくようお願いします。

(地域医療分野における会議の活用)

- 3 地域医療分野では、医療提供体制を構築するために都道府県ごとに設置される医療審議会（医療法第 71 条の 2 第 1 項）及び地域医療対策協議会（同法第 30 条の 23 第 1 項）並びに二次医療圏、構想区域等ごとに設置される圏域連携会議（平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 28 号厚生労働省医政局長通知別紙第四 4 (2)）、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項）等の会議があります。市町村の都市計画部局は、医療施設の適切な立地の検討に際して必要がある場合は、都道府県や当該市町村の地域医療主管部局と連携し、これらの会議の活用を検討いただくようお願いします。

(その他の会議による連携)

- 4 市町村は、コンパクトシティ施策の推進に当たって、上述の市町村都市再生協議会や地域医療分野における会議とは別に協議の場を設ける場合、地域医療施策との連携を進めるため、必要に応じ、都道府県や当該市町村の地域医療主管部局に対して協力を依頼するなど、常に緊密な連携を図っていただくようお願いします。